

富士宮市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富士宮市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条、第12条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬等の額及び報酬等の支給の基準に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員および顧問をいう。

2 この規程において、報酬等とは報酬及び費用弁償をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会の役員等に、その職務の形態に応じて次のとおり報酬を支給する。ただし、顧問および報酬支給を辞退した役員等並びに本会の職員（契約職員を含む）である者が兼務する役員等については報酬を支給しない。また、賞与及び退職金の支給は行わない。

- | | | |
|----------------|----|----------|
| (1) 会長職にある理事 | 月額 | 30,000円 |
| (2) 常務理事 | 月額 | 100,000円 |
| (3) その他の理事 | 日額 | 3,000円 |
| (4) 監事 | 日額 | 3,000円 |
| (5) 評議員 | 日額 | 3,000円 |
| (6) 評議員選任・解任委員 | 日額 | 3,000円 |

2 前項の月額報酬について、役員等が月の中途において退任し、若しくは月の中途において就任した場合には、日割計算によりこれを支給する。ただし、死亡により退任となった者については、当該月の月額を支給するものとする。

3 第1項の日額報酬については、役員等が理事会・評議員会への出席、若しくは監査の実施等、その職務に従事した実績に基づき支給するものとする。

4 第1項の常務理事の月額報酬にあつては、当該理事は1週当たり3日以上以上の執務を基準とする。

(費用弁償)

第4条 役員等がその職務のため富士宮市の区域を越えて、本会の依頼に基づき旅行をした場合は、富士宮市社会福祉協議会旅費規程に基づき旅費を支給する。

2 役員等がその職務のため、富士宮市の区域内において、理事会・評議員会等への出席、監査の実施等を行った場合で、そのことに要する交通機関等の費用の実費が前条に定める報酬の額を超える場合においては、当該報超過額を費用弁償として支給するものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬及び費用弁償の支払いは、次のとおりとする。

(1) 月額による報酬については、第3条第1項及び第2項による額を、当月21日（当該日が金融機関の営業日でないときは、その日前において、その日に最も近い金融機関の営業日）に、本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。

(2) 日額による報酬及び費用弁償については、第3条第3項及び前条による額を、翌月25日（（当該日が金融機関の営業日でないときは、その日前において、その日に最も近い金融機関の営業日）に、本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。

2 前項の報酬の支払いにあつては、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払うものとする。

（公表）

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成23年2月23日から施行する。

附 則

1 この規程の改正は、平成29年6月7日から施行する。

2 この改正後の第3条（報酬の支給）及び第4条（費用弁償）の規定は平成29年4月1日から適用する。